電子入札システム運用基準

独立行政法人住宅金融支援機構

電子入札システム運用基準は、インターネット環境を利用した独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の電子入札システムによる入札手続について、入札参加者及び機構が円滑かつ適切に運用できるように定めるものである。

１　用語の定義

本基準で使用する用語の定義は次のとおり。

(1) 電子入札システム：独立行政法人住宅金融支援機構電子入札システムをいう。

(2) 電子入札：機構が定めるインターネット環境を利用して電子的に執行される入札手続をいう。

(3) 紙入札：電子入札によらず紙媒体より執行される入札手続をいう。

(4) ＩＣカード：電子入札システムにおける利用者の認証に必要となる、電子認証局が発行した電子証明書をいう。

２　利用者登録

(1) 電子入札に参加を希望する者（以下「電子入札参加希望者」という。）は、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更後の内容を登録しなければならない。

(2) 電子入札参加希望者は、次のいずれかの者とする。

ア　国の物品製造等に係る競争参加資格（全省庁統一資格）、国土交通省の建設工事等に係る競争参加資格又は機構の競争参加資格を有する者

イ　アの者から入札手続の権限について委任を受けている者

３　ＩＣカードの取扱い

(1) 電子入札参加希望者は、電子入札システムで利用可能なＩＣカードを取得しなければならない。

(2) 電子入札に参加する者（以下「電子入札参加者」という。）は、入札手続中に、使用するＩＣカードをやむを得ず変更する場合、当該変更の内容及び理由を機構に届け出て、機構の承認を得なければならない。

(3) 電子入札参加者が不正なＩＣカード又は失効事由が生じているＩＣカードを使用した場合、機構は、当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことができる。

また、落札者が不正なＩＣカード又は失効事由が生じているＩＣカードを使用した場合、機構は、当該落札者との契約締結を行わないことができる。

(4) (3)に該当する場合、機構は、当該電子入札参加者及び当該落札者に対し、競争参加停止等の処分の措置を講じることができる。

4　調達案件の登録

(1) 調達案件の公告

機構は、電子入札システムにおいて、電子入札を行う調達案件の公告及び当該調達案件の登録を行い、当該公告に電子入札対象案件であることを明示する。

(2) 入札書の提出期限の設定

機構は、原則として、電子入札を行う調達案件における入札書の提出期限を開札日の前営業日以前の日と設定する。

(3) 証明書の提出期限の設定

機構は、入札書の提出の前に、証明書（競争参加資格に係る書類等）の審査を行う。証明書の提出期限は、入札書の提出期限よりも前に、審査に要する日数も勘案して設定する。

(4) 公告後の登録情報の修正及び手順

機構は、電子入札を行う調達案件の公告後に、調達案件名、入札方式、総合評価計算式、政府調達案件の該当の有無、資格の種類及び契約担当部署について錯誤が認められる場合、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行う。

ア　錯誤が認められる調達案件に対して証明書等の提出が行われることを防ぐため、電子入札システムにおいて、電子入札の手続を中止する取止め処理を行う。

また、電子入札参加者に対し、当該調達案件が錯誤であり電子入札の手続を中止する旨通知する。

イ　新規の調達案件としてあらためて電子入札システムに登録する。

ウ　電子入札参加者からすでに証明書等の提出があった場合、当該電子入札参加者に対して、電話等により連絡を行い、あらためて登録した調達案件に対して証明書等を提出するよう依頼する。

5　証明書等の提出時の手続

(1) 電子入札参加者は、証明書等の提出時に、機構の求めに応じ、事前提出資料又は総合評価落札方式に係る提案書を添付する。

(2) 機構は、有効な証明書等及び提案書等の提出を受けたとき、電子入札参加者に対し、電子入札システムを通じて提案書等の受付を通知する。また、証明書等及び提案書等の審査を行い、電子入札参加者に対し、電子入札システムを通じて審査結果を通知する。

(3) 電子入札参加者は、機構からの証明書等の提出受付及び審査結果の通知が、入札書の提出期限の１時間前になっても到着していない場合、機構に連絡して状況を確認する。

6　入札書等の提出時の手続

(1) 電子入札参加者は、提出期限までに、機構の求めに応じ、内訳書等の書類を添付した上、電子入札システムに入札に必要な事項を入力し入札書を提出する。

(2) 提出された入札書は、差し換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(3) 入札書を提出した電子入札参加者は、紙入札への変更はできない。

(4) 電子入札参加者から、提出期限までに入札書が提出されず、かつ機構への連絡がない場合、機構は、電子入札システムに障害が発生していない限り、当該電子入札参加者が入札を辞退したものとして取り扱う。

7　開札時の手続

(1) 開札の執行

機構は、事前に設定した開札日時に開札を行う。

(2) 開札時の立会及び結果の連絡

機構は、開札時に、紙入札参加者がいない場合は、入札事務に関係のない機構

職員を立ち合わせる。また、機構は、電子入札参加者に対し、電子入札システムを通じて開札の結果（落札、再入札、保留又は不落）を通知する。

(3) 再入札受付時間の設定基準

再入札が発生した場合、再入札書の受付時間は、原則として30分間とする。

(4) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札が長引き、開札の結果の通知が著しく遅延する場合、機構は、電子入札参加者に対し、電話等により状況を報告する。

(5) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が複数ある場合、くじにより落札者を決定するが、電子入札参加者に代わり、入札事務に関係のない機構職員がくじを引く。

(6) 落札者がないときの随意契約（以下「不落随契」という。）の取扱い

機構は、不落随契に伴う見積依頼を、原則として当該調達案件の入札に参加した全ての電子入札参加者に対して行う。

8　システム障害発生時の対応

(1) 電子入札システムの障害により入札の日程を変更する場合の取扱い

機構は、電子入札システムに障害が発生した場合、電子入札システム運用管理委託業者と協議し、次により対応するとともに、電子入札参加者に対し電話等により対応について連絡する。

ア　障害復旧の見込みがあるときは、入札書の提出期限及び開札の日時の変更（延長）を行う。

イ　障害復旧の見込みがないときは、必要に応じ、入札書の提出期限及び開札の日時の変更（延長）を行った上、紙入札に切り替える。

(2) 紙入札への切替時の処理

機構は、(1)のイにより、電子入札を紙入札に切り替える場合、電子入札システムの調達案件名欄に「紙入札へ移行」と追記するとともに、証明書等の提出が行われることを防ぐため、証明書等の受付及び締切の日時の変更を行う。

（変更例：受付開始日時　7月1日11時00分、同締切日時　7月1日11時01分）

9　提出書類のファイル形式等

(1) 圧縮方法の指定

電子入札システムにおける提出書類等のファイルの圧縮方法は、ＺＩＰ形式とする。

(2) 提出書類等の持参等の基準

電子入札システムにおける提出書類等の合計ファイルサイズの上限は３ＭＢとする。当該容量が３ＭＢを超える場合、電子入札参加者は、あらかじめ機構に連絡の上、紙媒体の持参、郵送（書留郵便）又は公文書メールアドレスへの送信等、機構の指示に従い提出する。

(3) ウイルス感染ファイルの取扱い

電子入札システムにおける提出書類等のファイルへのコンピュータウイルス感染が判明した場合、機構は、直ちに当該ファイルの閲覧を中止するとともに、電子入札参加者に対し、当該ファイルがコンピュータウイルスに感染している旨を電話等で連絡し、提出書類等の再提出の方法について協議する。

10　電子入札システムの運用時間

９時00分～17時30分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～１/３）を除く。）